

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第21回）

議事録

日 時：令和7年3月11日（火）7:55～8:10

場 所：官邸4階大会議室

出席者：石破 茂 内閣総理大臣
鈴木 馨祐 法務大臣（議長）
林 芳正 内閣官房長官（議長）
あべ 俊子 文部科学大臣
福岡 資麿 厚生労働大臣
城内 実 内閣府特命担当大臣
坂井 学 国家公安委員会委員長兼内閣府特命担当大臣
伊東 良孝 新しい地方経済・生活環境創生担当大臣兼内閣府特命担当大臣
三原 じゅん子 内閣府特命担当大臣
宮路 拓馬 外務副大臣（代理出席）
笹川 博義 農林水産副大臣（代理出席）
古賀 友一郎 経済産業副大臣（代理出席）
高橋 克法 国土交通副大臣（代理出席）
中田 宏 環境副大臣（代理出席）
西野 太亮 内閣府大臣政務官（代理出席）
岸 信千世 デジタル大臣政務官（代理出席）
古川 直季 総務大臣政務官（代理出席）
東 国幹 財務大臣政務官（代理出席）

（議事録）

○鈴木法務大臣 ただ今から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催します。

本日は、議題1の「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」及び議題2の「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」を御了承いただきたいと考えております。

それでは、議題1及び議題2の各概要について私から御説明します。

初めに、議題1の基本方針について御説明します。

資料1-1を御覧ください。

両制度の基本方針については、現行の特定技能制度の基本方針を基に、育成就労制度の方針を併せて一つの文書にまとめた形で作成しております。

基本方針は、両制度の意義・受入れ分野などに関する基本的事項、大都市圏の過度な人材集中への配慮などの、その他の重要事項を記載したものとなります。

次に、資料1-2を御覧ください。

基本方針は、本年2月中に2回開催されました、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議における御意見等を踏まえ、作成したものとなります。

有識者の主な御意見とその対応は、資料1-3のとおりであります。

具体的には、例えば、2ページ目一番下のとおり、大都市圏に人材が集中することを避ける観点から、地域ごとに就業環境の改善や共生施策の推進を進めることを明記すべきとの御意見を踏まえ、就業環境の改善に努め、地方公共団体と適切に連携するなど、地域における外国人との共生のための施策の推進を支援することを明記するなどの対応をしました。

また、資料1-3の3ページ目左下のとおり、全国知事会から御意見の提出がございました。

全国知事会からの、日本語教育に係る環境整備を推進することなどの御意見につきましては、今後、関係省庁と連携して対応してまいりたいと考えております。

さらに、与党手続での御意見を踏まえ、資料1-1の右下の項目5のとおり、外国人及び受入れ機関には公租公課を支払う責務があり、その未納を防ぐため、制度所管省庁が必要な措置を講じる旨を基本方針に明記することとしました。

次に、議題2の特定技能制度の既存の分野に係る分野別運用方針の一部変更について説明いたします。

資料2-1を御覧ください。

現行の特定技能制度において、緊急性が高く、かつ、受入れ見込数や技能試験の見直しが不要である3分野、すなわち、介護分野、工業製品製造業分野、外食業分野について、分野別運用方針の一部を変更するものであります。

まず、介護分野について、現行の特定技能制度では認められていない訪問介護等の訪問系サービスへの従事を認めることを予定しております。

次に、工業製品製造業分野について、新たに民間団体を設立し、特定技能外国人を受け入れる企業等は当該団体に加入することを義務付けることを予定しております。

最後に、外食業分野について、風営適正化法の許可を受けた旅館やホテルにおいて特定技能外国人が飲食提供全般に関する業務に従事することを認めることを予定しております。

資料2-2を御覧ください。

これら分野別運用方針の一部変更案につきましても、基本方針と同様に、有識者会議における御意見を踏まえて作成したものとなります。

有識者の主な御意見とその対応は、資料2-3のとおりであります。

具体的には、1ページ目のとおり、介護分野では、現場での実務経験が浅い人が、訪問介護サービスに従事することについて懸念があるとの御意見を踏まえ、1号特定技能外国人が実務経験等を有することを条件とするなどしました。

また、3ページ目のとおり、外食業分野では、外国人材に接待を行わせることへの懸念があるとの御意見を踏まえ、接待を行わせないことの確実な履行を図るための措置を講じるなどしました。

最後に、資料1-2の基本方針の策定と、資料2-2の分野別運用方針の変更につつま

しては、本会議で御了承をいただいた上で、閣議決定が必要となります。

説明は以上です。

次に、あべ文部科学大臣から御発言願います。

○あべ文部科学大臣 育成就労等の新制度においては、受け入れた外国人の方々の日本語能力の向上方策を、実効性のある仕組みとすることが重要と考えております。

今回、基本方針案に対して寄せられた御意見も踏まえ、主務省庁におきまして、制度の施行に向けての検討が進められることと承知しておりますが、日本語教育機関認定制度を所管する文部科学省といたしましても、主務省庁による制度の詳細の検討等に、引き続き連携をしてまいります。

○鈴木法務大臣 ありがとうございます。

次に、城内内閣府特命担当大臣から御発言願います。

○城内内閣府特命担当大臣 クールジャパン戦略担当の大臣として一言申し上げます。

労働者として来日する外国人は、我が国の経済社会や国民生活に様々な影響を及ぼすものであり、例えば、前回の会議でも申し上げたとおり、外国人材と住民との軋轢などの課題は、埼玉県川口市をはじめ、全国各地で指摘されているところであります。

また、米国やドイツ、フランス等の外国人受入れを積極的に行ってきた国々では、犯罪や社会的トラブルの拡大、それによる社会の分断が指摘されております。

こうした課題への対応におきましては、今回の基本方針案に記載されているとおり、専門的・技術的とは評価されない分野の外国人の受入れについて、具体的な社会的コストを含め、幅広い観点からの検討が不可欠であります。

米国やドイツ、フランス等の海外諸国における外国人受入れ政策によって生じた様々な課題の分析や、政策効果の検証を丁寧かつ慎重に行った上で、国民的コンセンサスを得なければならないと考えております。

また、良好な治安の維持等の安全・安心な社会の実現に向けた取組に与える影響を十分に考慮することが重要であります。

クールジャパン戦略担当としても、外国人に向けた我が国の安全・安心なおもてなし等の魅力の発信や日本文化の理解の推進にとって、こうした対応がしっかりと行われることが重要だと考えております。

○鈴木法務大臣 ありがとうございます。

ほかに、議題1及び2について、御発言はございますか。

(発言なし)

それでは、本案について、御了承いただいたものとさせていただきます。

最後に、プレスを入室させた上で、石破総理に、本日の会議の取りまとめをお願いしたいと思います。

皆様、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

○鈴木法務大臣 石破総理から御発言があります。

○石破内閣総理大臣 本日、この閣僚会議において、「特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する基本方針(案)」等を了承いたしました。この後の閣議において、政府の方針として決定する予定です。

この基本方針は、昨年6月の入管法などの改正を受け、特定技能制度と育成就労制度の運用に関する基本的な考え方を定めるものです。

具体的には、外国人材に求められる技能や日本語能力の水準のほか、今後定める分野別運用方針の中で、受入れ見込数を示し、これを受入れの上限として運用すること、原則として、二国間取決めを作成した国から育成就労外国人を受け入れること、外国人材への生活上の支援を行うことなどを定めており、外国人の安定的・円滑な在留活動と、日本人の雇用機会の喪失防止の、双方の観点に配慮した内容となっています。

我が国における人手不足が深刻化し、外国人材の獲得に向けた国際的な競争が激化する中、この基本方針は、外国人材に魅力ある労働環境を提供するための重要な指針です。

関係閣僚にあつては、特定技能制度や育成就労制度が、人手不足に悩む国内企業と、我が国で働こうとする外国人材の双方にとって、真に利用しやすく、魅力あるものとなるよう、この基本方針に基づき、令和9年の運用開始に向けて、準備を着実に進めてください。

また、大都市圏への外国人材の過度な集中を避け、人手不足が特に深刻な地方において、外国人材の受入れが地域産業の振興につながるよう、就業環境の改善や、外国人との共生施策の推進についても、各省庁から必要な支援をお願いいたします。

○鈴木法務大臣 ありがとうございました。

プレスの皆様方は、ここで御退出ください。

(報道関係者退室)

○鈴木法務大臣 以上をもちまして、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議は終了となります。

(以上)